

電子入札システムの導入について

平成26年8月
甲賀市契約検査課

1

甲賀市の電子入札概要

～平成26年10月からの運用開始にむけて～

1. 電子入札の導入について
2. 電子入札とは
3. 入札方式の違いについて
4. 入札の流れについて
5. 紙入札の承諾について
6. 手続きの主な変更点

2

1. 電子入札の導入について

3

1. 電子入札の導入について

【導入の目的】

甲賀市では、入札参加者の利便性の向上と、入札における透明性・公平性・競争性の確保、契約事務の効率化を図るため、甲賀市が実施する建設工事等の入札案件において電子入札を実施します。

4

1. 電子入札の導入について

【電子入札の適用範囲】

平成26年10月1日以降に入札公告または、指名通知を発送する案件から適用します。

対象となる案件は、**建設工事と測量等のコンサルタント業務**における一般競争入札と指名競争入札です。

1. 電子入札の導入について

【電子入札の適用範囲】

【建設工事】

予定価格が130万円を超える建設工事

土木一式、建築一式、舗装工事、電気工事、水道工事、管工事、造園工事等

【業務委託】

予定価格が50万円を超える建設コンサルタント業務委託

建設工事に関連する調査、測量、設計、監理等の業務委託

※紙による入札も可能とします。

2. 電子入札とは

7

2. 電子入札とは

甲賀市電子入札システムとは、インターネットを利用して「入札の参加申し込み」、「入札書の提出」、「開札」、「落札結果の確認」などの入札の手続きを電子的なやり取りにより行うものです。

電子入札のシステムは、滋賀県で実施されている電子入札システムを共同で利用するため、電子入札の画面や操作性は同じです。

8

2. 電子入札とは

【これまでの会場入札では】

入札手続きごとに、決められた日時・場所へ出向く
必要がありました。

【電子入札では】

入札参加者は、会社に居ながらにして入札に参加
できます。

2. 電子入札とは

【具体的なメリット】

入札会場への移動時間と交通費等のコスト縮減
入札参加に伴う拘束時間の縮減
人件費やペーパーレスによるコスト縮減
入札書や委任状の不備による無効入札の防止
入札手続きの透明性・公平性・競争性の向上

3. 入札方式の違いについて

11

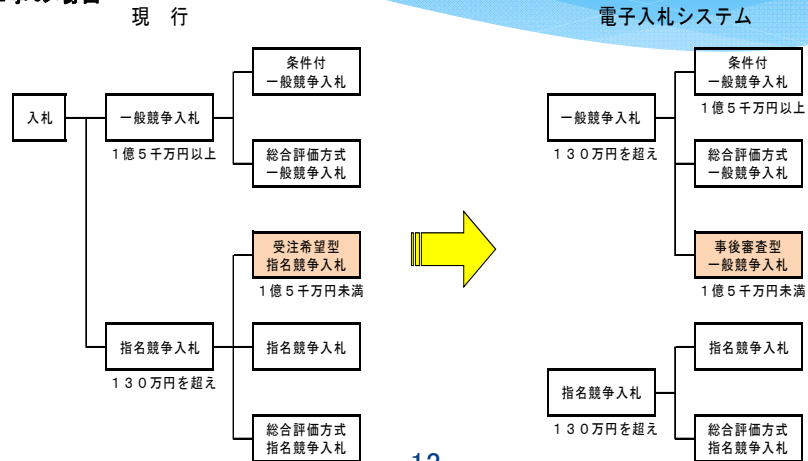
3. 入札方式の違いについて

従来の建設工事における入札方式については、試行的に甲賀市方式受注希望型指名競争入札を行ってきましたが、電子入札システム導入を機にこれを廃止し、新たに「事後審査型一般競争入札」として実施します。

12

3. 入札方式の違いについて

工事の場合



13

3. 入札方式の違いについて

【事後審査型一般競争入札とは】

従来行っていた、建設工事における入札者全員の資格審査は行わず、開札後に落札候補者の見積内訳書、資格等の審査を行います。

落札者が決定した場合、入札参加者全員に、「落札者決定通知書」を通知します。

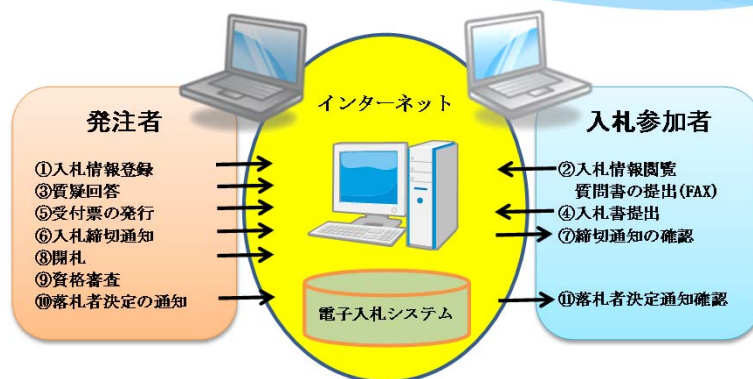
14

4. 入札の流れについて

15

4. 入札の流れについて

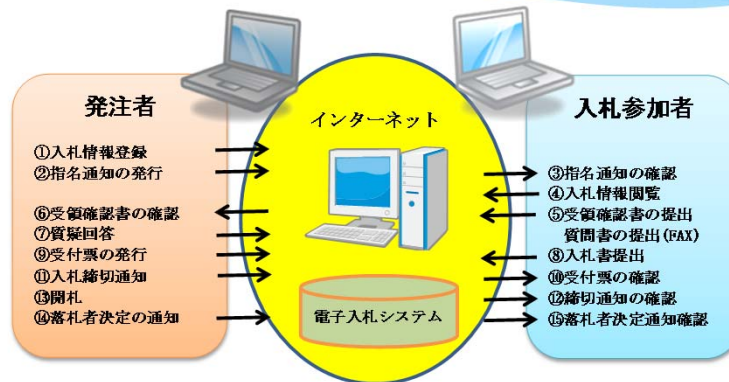
事後審査型一般競争入札の場合



16

4. 入札の流れについて

指名競争入札の場合



17

5. 紙入札の承諾について

18

5. 紙入札の承諾について

やむを得ない事由により、電子入札システムを利用できないときは、「紙入札参加届出書」を提出していただき、紙による入札を可能とします。

【やむを得ない事由】

- ・指名競争入札において、電子入札システムへの利用登録ができていない場合
- ・ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可の場合
- ・商号又は名称、所在地、代表者等の変更手続き中の場合
- ・端末機の故障の場合
- ・電子入札に対応する体制整備中の場合 等

5. 紙入札の承諾について

【紙入札の受理】

- ・やむを得ない事由のいずれかに該当する場合は、紙入札の届出を受理します。(委任状による提出も可能)
- ・届出の受理後は、提出書類を契約検査課まで持参となります。
- ・紙入札における入札書等の締切日時は、電子入札における締切日時と同一となります。
- ・紙入札で入札処理を開始した後の電子入札への変更は認められません。

6. 手続きの主な変更点について

21

電子入札の参加について

○電子入札に参加するためには次の要件を満たす必要があります。

- ①建設工事競争入札参加資格審査申請を提出されている方
- ②測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請を提出されている方
- ③電子入札を利用するための事前準備を済まされている方

22

入札公告、設計図書等の閲覧

入札の公告は、毎月5日、20日(月2回)の各前後に公告する予定です。

入札公告・設計図書等はインターネット環境が整っている方なら電子入札システムで閲覧、ダウンロードできます。

ただし、入札案件によっては、限られた方のみ閲覧ができる場合もあります。

23

質疑回答について

【質疑】

質問締切日時までに契約検査課までFAXで送信してください。
(FAX 0748-63-4627)

質問締切日時は、原則開札日の5日前の正午とします。

【回答】

原則、開札日の3日前に電子入札システム上で回答します。

入札案件によって多少前後することがありますので、入札公告の内容をご確認ください。

24

入札書(辞退届)の受付時間について

入札書受付開始日時から受付締切日時となります。

■入札書受付開始日時

入札書受付締切日の前日の午前9時

■入札書受付締切日時

入札書受付締切日の午後5時

■開札予定日

入札書受付締切日の翌日

25

提出(添付)書類について

入札書の提出時と併せて添付する書類は、工事の場合、**見積内訳書と配置予定技術者**、その他公告に定める書類となります。

電子入札における添付書類の容量は、**2メガバイト**までです。

それを超える場合は、紙媒体で契約検査課まで提出してください。

26

開札

開札は、電子入札システムにより開札を行います。

入札システムの障害等により開札ができない場合

- 日時等が変更の場合は、
事前に連絡し日時変更通知書により通知します。
- 紙入札に変更の場合は、
事前に連絡し入札方式変更通知書により通知します。

再度の入札

入札の執行回数は原則3回です。

1回目の入札において落札者がいない場合は、再入札通知書を、有効な入札を行った参加者に通知し、再度の入札(2回目)を実施します。

2回目の入札の開始日時は、翌日の午前9時、締切日時は、翌々日の午後5時となります。開札は締切日の翌日となります。

3回目の入札も同様となります。

開札結果

落札者を決定した時は、入札参加者全員に、「落札者決定通知書」を送信します。

電子入札システムで開札を行った全ての案件の結果公表は、電子入札システム(入札情報公開システム)で行います。

それ以外(物品・役務)の会場での入札結果は、市のホームページで公表となります。

落札者の決定

事後審査型一般競争入札の場合、落札者の決定は、予定価格制限の範囲内で最低の価格を持って入札した落札候補者の参加資格の審査を経て落札者を決定します。

■同一技術者等での複数の入札参加申し込みについて

従来の受注希望型指名競争入札同様に、同一日に行われる複数の入札案件に、同一人の配置予定技術者等で入札することは可能です。

ただし、先に落札した案件があった時点で、その後の入札は無効となります。

落札者の決定

■入札参加者が1者となる場合の取り扱い

従来の入札は、入札参加者が辞退等により1者となった場合、入札執行を中止していました。

電子入札の場合、入札参加者が確認できない入札となるため1者による入札を可能とします。

契約書等の受け渡し

契約書および落札決定通知の受け渡しは、落札者が決定した翌日以降の平日に契約検査課でお渡しします。